

令和 8 年度香芝市 R P A システム
更新業務に係る入札仕様書

令和 8 年 8 月
香芝市総務部総務情報課

1 概要

令和3年度にRPAシステム導入支援業務にて導入したRPA（R o b o t i c P r o c e s s A u t o m a t i o n）システムについて、導入から5年が経過し、更新時期を迎える。そのため、令和8年度香芝市RPAシステム更新業務としてシステム及び環境の更新を目的として調達を行う。

2 件名

令和8年度香芝市RPAシステム更新業務

3 履行場所

香芝市役所会議室棟2階総務情報課（奈良県香芝市本町1397番地）

4 契約期間

契約締結日から令和13年10月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(1) 構築期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

(2) 保守期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで

5 業務概要

- (1) 職員が自席の端末でRPAシステムを利用できる環境を提供すること。ソフトウェアのインストールが利用する端末に必要な場合は、本市職員が行うことを前提としているが、必要に応じてインストール作業等の支援を行うこと。なお、端末はLGWAN-ASPに接続できる端末とする。
- (2) 導入するRPAのライセンス数は、1ライセンスとし、シナリオの作成、編集及び実行が行えること。
- (3) 導入するRPAのライセンスはフローティングライセンスであること。
- (4) 導入するRPAに係る技術的問い合わせ対応等、円滑に使用するために必然的に必要となるサポートが受けられる保守を含めること。

6 機能要件

(1) RPAシステム要件

ア シナリオ開発がプログラミング（Excelマクロ開発含）未経験者等でも可能なほど、簡易で高いユーザビリティを備えていること。

イ Webベースのみでなく、個別開発のアプリケーション（Visual Basicで作成したアプリケーション等）でもRPAのシナリオ作成ができること。

ウ ユーザーによるシナリオのテンプレート作成や他ユーザーへの共有が可能であり、開発、運用に際し効率化できること。また、よく利用する機能をプラグインとし

て開発を行い、展開できること。

エ 日本語でのメニュー、ボタン操作が行えること。また、日本語マニュアルを備えること。

オ 画面の視認性と利便性を考慮して、機能ボタンにカーソルを位置づけた際に、ポップアップによる日本語のガイド説明が表示されること。

カ 動作しているRPAクライアントを第三者からの物理的なアクセス（画面の盗み見、キーボード操作による不正操作、スクリプト改ざんによる業務システムへの不正アクセス等）から守るセキュリティ機能を有していること。

キ RPA定義の可読性を高めるために、定義情報にコメント等の説明の付記ができること。

ク 作成したRPAシナリオの全部又は選択した一部の印刷、出力ができること。出力されたRPAシナリオは取り込めること。

ケ 自動記録によりRPAのシナリオ作成ができること。

コ 人手を介さない非アテンド型と、人と共同作業が可能なアテンド型のいずれも作成、実行できること。

サ エラー発生時、エラーの解析が容易なように、エラー発生前の動画を自動採取する機能を有すること。

シ Microsoft社がサポートしているクライアント向けOSで動作が可能であること。

(2) 管理者機能要件

ア クライアントの実行状況（待機中、実行中、停止等）を確認できること。

イ 実行状況の詳細を確認できること。特にエラー等で停止中の場合にログファイルの他に画面ハードコピー等の詳細状況も取得できること。

ウ RPAの実行履歴を管理できること。

エ RPAの実行管理（スケジュール）が行えること。

オ 管理者機能の価格は、管理するライセンス数、利用するクライアント数に依らないこと。

カ 同時実行ライセンス管理機能を有し、端末に固定されることなく、利用可能なライセンス数の範囲でライセンスを有効活用することができること。

キ RPA定義ファイルの版管理機能を有していること。

(3) その他要件

ア 日本国産のRPAシステムであること。

イ 不具合等の対応のために、国内でソフトウェアの保守の窓口を行っているRPAシステムであること。

ウ 情報セキュリティ及び責任所在の明確化の観点からオープンソースやフリー（無償）のシステムは認めない。

7 保守サポート事項

(1) 令和8年11月1日から令和13年10月31日までの60月分のハード、システ

ム及び運用サポート等の保守を行うこと。また、機器及びシステムの定期保守を必要に応じて実施すること。

- (2) (1)の期間において安定して運用するために必要となる保守を全て含めること。発注者からの電話、あるいはメールによる技術的な問い合わせに対して対応すること。
- (3) 発注者に対して連絡体制を明確にし、本件にて導入する機器については、平日9時から17時15分の時間帯において、令和13年10月31日までは出張修理を行うこと。ただし、連絡体制は前述の時間帯に係わらず、緊急を要する重大な障害時には、連絡対応ができること。
- (4) 本件にて導入する機器について故障、障害等の連絡のあった場合は、当日出張を原則として、状況を把握し迅速な対応を行うこと。また、業務影響等が懸念される場合、17時15分を超えても対応を継続すること。なお、当日中の復旧が不可能な場合は、客観的妥当性を示し、発注者の了承を得ること。
- (5) 構築環境及び導入機器、システムにおいて重要なセキュリティの問題や脆弱性等が見つかった場合は、迅速に報告し、パッチ適用等を前提に対応に向けた協議を行うこと。
- (6) 製品及び運用に対するQAサポートを電話及びメールで随時行うこと。また、本件にて導入する機器の軽微な設定変更等、発注者が求める場合は訪問対応すること。（年1回程度を想定。）ただし、障害対応等での訪問対応はカウントしない。さらに本項の訪問は費用を伴わず対応すること。
- (7) 導入する機器に記憶媒体が含まれ、保守等による機器の交換が発生した場合は、発注者の現地立ち合いの元、当該記憶媒体を復元不可能な状態へ破壊を行うか、当該記憶媒体を発注者へ引き渡すこと。
- (8) 受注者の責めに帰すべき事由によらない場合において、情報セキュリティに係るインシデント等の重大事象発生により、上記(3)の範囲外の時間帯での保守や調査等が必要となった場合、別途費用を支払うことで対応できること。
- (9) これらの保守に必要となるユーザー登録等は受注者で行うこと。

8 完成図書

下記の成果物を印刷物及び電子媒体でそれぞれ1部提出すること。

- (1) システム管理者用 運用及び操作手順書
- (2) 利用及び操作マニュアル
- (3) システムセットアップ資材

9 補足事項

- (1) 受注者は、本調達にあたって関係法令及び香芝市条例等を遵守すること。
- (2) 受注者は、プライバシーマーク認定業者又はISMS認証業者であり、個人情報保護方針を定めた事業者であること。
- (3) 受注者は、本調達において知り得た香芝市の機密に関する情報を発注者の承認なく第三者に開示してはならない。

- (4) 仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義がある事項については、発注者の指示又は承認を受けること。
- (5) 本環境の構築、保守に対応するため、香芝市既設のシステム等を活用することは差し支えないが、不測の事態や既設システム等の契約終了に伴い活用できなくなる場合も考慮して対応すること。
- (6) 設定作業中に生じた物損その他の被害については、一切を受注者の責任において解決し、その費用は受注者の負担とすること。
- (7) 本契約終了後に発注者が求める場合は、データ消去証明書等の必要なドキュメントを提出すること。
- (8) 上記事項に係る費用の一切を本調達に含むこと。